

平成27年11月

共済契約者さまへ

公益財団法人 名古屋市中企業共済会

マイナンバー法施行に伴う対応について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）（平成25年法律第27号）」が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、平成28年1月1日以降に退職等をする方に対する退職金等の支払いにあたり、税務署に提出する法定調書（退職所得の受給に関する申告書や支払調書など）に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号（以下、「マイナンバー」といいます。）を記載することとなりました。

つきましては、平成28年1月1日以降に退職等をする方のマイナンバーが下記のとおり必要になります。

なお、詳しいご案内やマイナンバー記載欄の追加に伴う退職一時金・解約一時金請求書の新しい様式などにつきましては、後日改めてご案内させていただく予定です。

記

- 1 取得対象者 平成28年1月1日以降に退職・解約等をされる方
- 2 取得時期 退職金等請求時
- 3 取得方法 退職金等を請求される方のマイナンバーを記載した退職一時金請求書などを、共済契約者さまを通じてご提出頂く予定です。
 - (1) 通常退職の方 退職一時金請求書にマイナンバー記載欄を追加する予定です。
 - (2) 死亡退職の方 マイナンバーを記載する用紙を別途作成し、請求書にご添付頂く予定です。
 - (3) 解約の方 マイナンバーを記載する用紙を別途作成し、請求書にご添付頂く予定です。
- 4 利用目的 法定調書（退職所得の受給に関する申告書や支払調書など）を税務署に提出するために取得します。
- 5 共済契約者さまにおける対応
共済契約者さまには、個人番号関係事務実施者として、請求者さまよりマイナンバーを取得していただく必要がありますので、次のようにご対応いただきますようお願いいたします。
 - (1) 利用目的を明示すること

請求者さまからマイナンバーをご取得いただくにあたり、利用目的を明示する必要があります。

その対応といたしまして、利用目的を定める際に、「給与所得等の源泉徴収事務」や「退職所得の源泉徴収事務」、「退職金共済制度に関する源泉徴収事務」などの目的をあらかじめ入れておくことが考えられます。

(2) 本人確認のうえマイナンバーを取得すること

マイナンバーを取得する際には、「番号が正しいこと」の確認（番号確認）、および「番号の正しい持ち主であること」の確認（身元確認）（以上の2つの確認をあわせて「本人確認」といいます）が必要となります。

本人確認の詳細は、国税庁のHPなどでご確認ください。

6 退職一時金・解約一時金請求書（第15号様式）の様式変更について

マイナンバー記入欄を追加した新しい様式につきましては、平成27年12月中旬頃にご用意させていただく予定です。

平成28年1月以降は、新しい様式を使用してください。